



その他 緊急時支援設備等

基本的な考え方

緊急時には、介助者または職員による高齢者、障害者等それぞれの特性に配慮した対応・支援が必要である。

基準・推奨の仕様

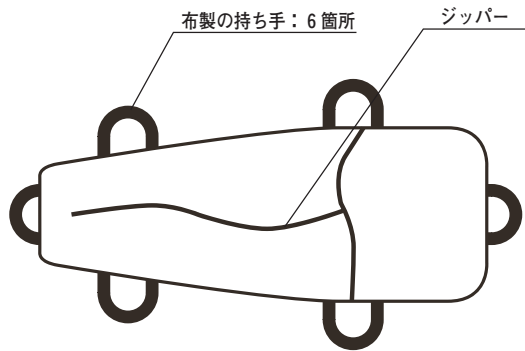
【肢体不自由者移動支援設備】

- 緊急時に肢体不自由者の船内移動を円滑に行うとともに、シューターによる円滑な脱出を支援するために、肢体不自由者の移動を支援する設備等を設置する。

【AED】

- 高齢者等の心臓突然死の対策として、AED（自動体外除細動器）を設置する。

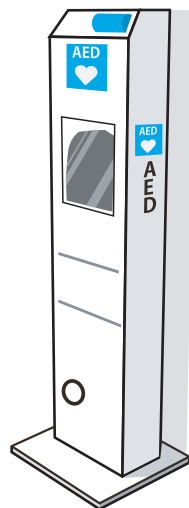
移動支援設備の一例



シューター降下時に用いる移動制約者移動用降下袋
固めの布（帆布等）を用い、布製の持ち手を6箇所つける



AED（自動体外式除細動器）



基準等の解説・配慮事項

【肢体不自由者の移動を支援する設備等】

固めの丈夫な布（帆布等）を用いて体を覆う形で製作し、布製の丈夫な持ち手を周囲に6箇所程度配したものです。

【AED】

AED（自動体外式除細動器）は、生命に関わる重症の不整脈（心室細動）によって引き起こされる心臓突然死から傷病者を救うためのもので、電気ショックを与えて心臓の細動を除き正常な状態に戻すための医療機器です。電気ショックが必要かどうかは機器が自動的に判断し、不要な場合には起動しないよう安全性が確立され、平成16年7月厚生労働省の通知により、医師や医療従事者以外でも使用が可能となりました。



その他 公衆電話・FAX

基本的な考え方

公衆電話等を設ける場合は、そのバリアフリー化を図ることが望ましい。

基準・推奨の仕様

【電話等置台の高さ】

○電話等置台を設ける場合には、そのうち1台以上は高さ70cm程度とし、電話等置台の台下の高さは65cm以上とする。また、蹴込み奥行きは45cm以上確保する。

【ダイヤルの高さ】

○ダイヤル（プッシュボタン）の高さは、90～100cm程度とする。

【ファクシミリ】

○聴覚障害者のためにファクシミリ機を設置する。

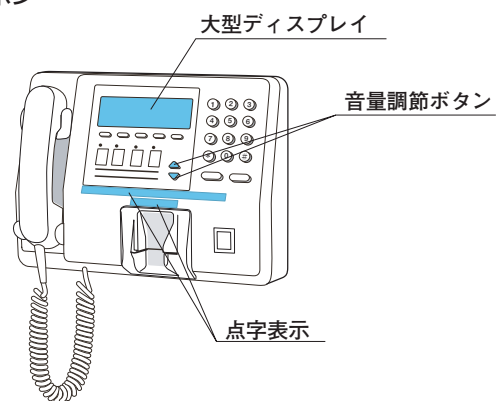
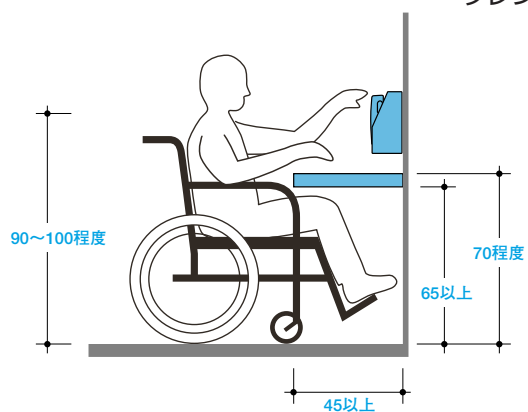
【電話機】

- 少なくとも1台は音声増幅装置付き電話機を設ける。この場合、見えやすい位置にその旨表示する。
- 外国人の利用者が多い航路には、英語表示の可能なデジタル公衆電話機を設置する。

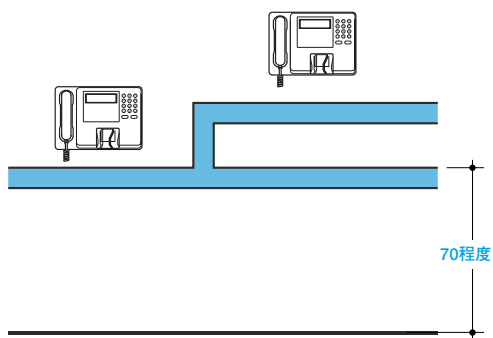
【床面仕上げ】

○床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

クレジットカードホン



ファックス



単位:cm



その他 図書室

基本的な考え方

大型旅客船に図書室を設ける場合は、そのバリアフリー化を図ることが望ましい。

基準・推奨の仕様

【出入口幅】

○120cm以上とする。

【スロープ板】

○出入口に段差がある場合、スロープ板その他の車いす使用者が通過できるための設備を備える。

【床面仕上げ】

○床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

【手すり】(P62参照)

○構造上支障がない範囲で両側に連続して取り付ける。

取り付け高さ：

1本の場合、 H=80~85cm程度

2本の場合、 H1=85cm程度

H2=65cm程度

○コーナーのとぎれ、突起はさける。径は握りやすい太さとする。

○高齢者や車いす使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、連続して設置する。

○端部は突起がないよう丸める等の配慮をする。

○旅客室内では壁に手すりを設けるとともに、いす席の肩口に握り手を設ける。

【視覚障害者の誘導】

○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字を貼り付ける。

【書架】

○車いすによるアクセスを考慮した書架の高さ及び通路幅を確保する。

【受付カウンター、閲覧机】

○車いす使用者の利用に適した構造を有する机を1以上配置する。車いすアームサポート及びフットサポートがカウンター及び机の下に入り、かつ、車いすに座った状態のまま閲覧できる構造であって、カウン

ター及び机の下に高さ65cm以上及び奥行45cm以上の空間が確保されており、カウンター及び机の上面が70cm程度とする。

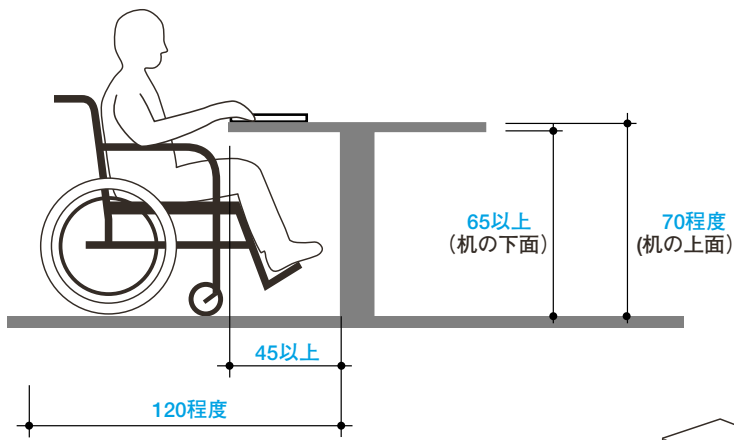
【意思疎通を図るための設備】

○聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設ける。この場合においては当該設備を保有している旨を当該図書室に表示する。

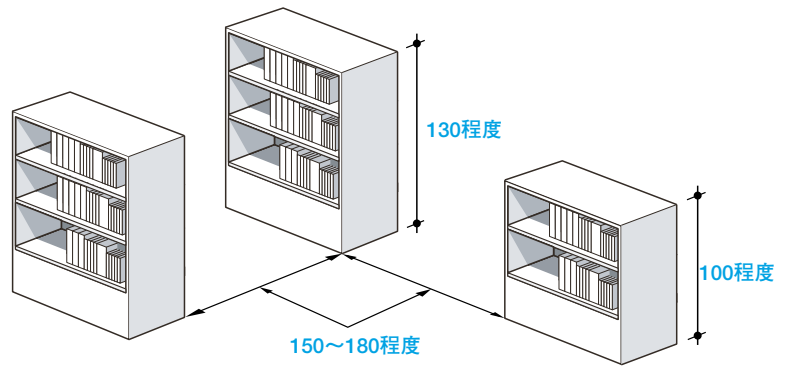
【コミュニケーションボード】

○話し言葉や文字表現によるコミュニケーションが困難な高齢者、障害者等が自分の意思及び要求を相手に的確に伝え理解させることを支援する絵記号(JIS T1030)を利用したコミュニケーションボードを設ける。(参考資料5参照)

机



通路と書棚



単位:cm

